

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
市町村立学校園の対応について（通知）

標記について、7月30日（金）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、下記のとおり要請いたします。

緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応につきましては、令和3年6月18日付け教小中第1732号により通知した内容とほぼ同様ですが、全ての場面において改めて感染症対策の徹底をお願いいたします。なお、下線部が変更した内容です。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで御連絡をお願いいたします。

記

1 期間

令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）まで

2 授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する。
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。
例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
＊家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。

3 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外活動等について

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は延期または中止

4 部活動について

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

※ 大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料については、別添資料をご参照ください。

《本件連絡先》

小中学校課 学事グループ 大西・辻本	TEL 06-6944-6886
保健体育課 保健・給食グループ 川口	TEL 06-6944-9365
保健体育課 競技スポーツグループ 杉本	TEL 06-6944-6904